

令和4年6月6日付けで提出されました「2022年 夏期要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1. 労使交渉について 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上で実施すること。	1. 勤務労働条件に係わる変更に関しては、地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。
2. 任用について 次年度の採用がない場合については、11月下旬までに通知すること。なお、理由についても明確に示すこと。	2. 会計年度任用職員の職については、予算措置を必要としていることから、スケジュール上11月下旬の通知は困難である。 なお、採用がない場合には可能な限り速やかにお知らせするとともに、丁寧な説明に努めるよう、所属長に通知していく。
3. 賃金について (1) 国際問題による物価高騰に伴い、会計年度任用職員の生活に著しく影響が出るため時給をあげること。 (2) 夏期一時金は、現行月数を確保すること。	3. (1) 会計年度任用職員の給与・報酬水準については、国の技術的助言を踏まえ、正規職員の給料表を基本としている。ただし、基準外単価が設定されている職については、職の特殊性、近隣団体や民間の状況等を総合的に考慮して決定していく。 (2) 条例どおりとする。
4. 労働条件の改善について フルタイム会計年度任用職員の夏季休暇を正規職員と同じにすること。 また、夏季休暇取得期間については柔軟に対応すること。	4. 夏季休暇は、正規職員に対する夏季休暇の付与日数等を踏まえ、令和4年度に限り、付与日数は規則で定める日数に1日加算して7日(パートタイム会計年度職員にあっては、4日)とし、取得期間は規則で定める期間を1月延長して7月から10月までとする。
5. 職場環境の改善について 全ての職員が各職場において十分な休憩がとれるよう、休憩場所の環境整備・充実を図ること。	5. 引き続き、各職場の環境整備に努めていく。
6. 制度改善について 会計年度任用職員も正規職員と同様に、フィードバックを行うこと。	6. 所属長に対し、フィードバックの実施に努めるよう周知を行っていく。